

市長記者会見

期 日 令和2年8月25日（火）

時 間 午前10時00分～

場 所 対策室

発表内容

- 1 「地域のお店応援商品券」の追加発行について （商業振興課）
- 2 自殺対策推進月間における自殺対策事業の強化について
（こころの健康センター）
- 3 県内初となる高速道路上への架橋工事について（新潟中央環状道路）
（西部地域土木事務所）

地域のお店応援商品券の追加発行について

○参加店舗数が当初見込みを大幅に超え、それに見合う多くの購入申込みがあったことから、事業者に対する十分な消費喚起効果を達成するために、応募した皆さま全員が購入できるよう、商品券の追加発行分の予算を拡充します。

<応募状況>

○発行冊数 当初計画：10万冊(総額 13億円) → 集計速報値：約 20 万冊(総額 26 億円)

○取扱店舗 当初想定： 約 2,000 店舗 → 直近実績： 約 3,500 店舗 (8/7 現在)

<追加発行の方法>

○当初分 10 万冊の当選者は抽選で決定します。

○追加発行分については、商品券の印刷等の期間を要するため、約1か月後に購入いただく予定です。

(いずれも申込者全員に通知(引換券)を送ります)

○それに伴い、商品券の利用期間の延長を検討します。

【事業内容】 下記のうち「利用期間」については、期間の延長を実行委員会で協議のうえ決定します。

項目	内容
1冊あたり券面額	13,000円(販売額10,000円/プレミアム30%) 1枚当たり額面500円の商品券を26枚
購入上限冊数	お一人3冊まで(39,000円/販売額30,000円)
購入方法	申込期間：終了 申込者には当選ハガキ(引換券)を送付。販売所へハガキを持参し購入。
取扱店舗	中小企業・個人事業主が営む店舗(随時募集中) (飲食店、小売店、理美容業、宿泊業、タクシーなど) 大手スーパーや家電量販店等は対象外
利用期間	2020年9月15日から2021年1月31日まで
発行者 (実行委員会構成員)	地域のお店応援商品券実行委員会 (NICE新潟、新潟市商店街連盟、新潟市連合商工会 新潟商工会議所、新潟市)
コールセンター	【商品券購入】0120-277-013 } 受付時間 9:00~17:00 【取扱店募集】025-246-4822 } 土日・祝日を除く

【問い合わせ】地域のお店応援商品券実行委員会

事務局(NICE新潟内) 高橋 (電話:025-246-4822)

新潟市(商業振興課) 佐藤 (電話:025-226-1633)

(FAX:025-228-1611)



配 布 資 料

専門家による相談対応などを強化 ～ 9月の「新潟市自殺対策推進月間」 ～

本市では、国の自殺予防週間に合わせ毎年9月を「新潟市自殺対策推進月間」とし、相談体制や自殺予防の啓発活動を強化して実施しています。

本市の自殺者数は近年減少傾向にありますが、昨年も120名を超える方が自殺で亡くなりました。大切な命を守るため、本事業の広報にご協力くださるよう、お願いいたします。

1 くらしとこころの総合相談会

相談者が抱える様々な問題に対応し、早期に問題解決につながるよう、弁護士・保健師・薬剤師・精神保健福祉相談員などによるワンストップの相談会を月1回、中央区の総合福祉会館で実施しています。相談は無料で、予約が必要です。

9月の相談会は開催回数や会場を増やし、開催時間を拡大するほか、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を考慮し、経営に関する相談への対応を行います。

(※下記以外の開催日程、予約電話番号は「別紙①」参照。)

◆出張相談会の実施

9月11日(金) 13:00～17:00 (東区) 木戸健康センター

◆経営に関する相談対応・開催時間の拡大

9月18日(金) 14:30～20:30 (中央区) 総合福祉会館

※新潟 IPC 財団のプロジェクトマネージャーが相談員として参加します。

2 自殺防止キャンペーン

自殺の現状や自殺のサイン、相談窓口など、市民の皆さまに自殺防止への理解を深めてもらうため、推進月間に合わせ街頭でのキャンペーン活動を実施しています。

今年は感染拡大防止の観点から、パネル展示により実施します。

日時：令和2年9月8日（火）から9月16日（水）

会場：NEXT21 1階 アトリウム

内容：パネル展示（新潟市の自殺の現状、相談窓口等）、
啓発グッズの配布

3 「こころの相談ダイヤル」

24 時間体制で受け付ける「新潟県こころの相談ダイヤル(0570-783-025 ナビダイヤル なやみなし にいがた)」を開設しています。悩みごとは、一人で抱え込まずに相談してください。

お問い合わせ先 新潟市こころの健康センター いのちの支援室 担当：丸山、白川 電話：025-232-5580
--

新潟市くらしとこころの 総合相談会



生活や仕事、こころの健康に関する相談など
あなたの悩みをお聞かせください。

相談会では、弁護士・保健師・精神保健福祉相談員などの多職種による専門相談が受けられます。

定例開催日程（9月及び3月を除く）		
日程	会場・時間	
令和2年	4月17日(金)	新潟市総合福祉会館4階 午後5時30分 から 午後8時30分 相談受付終了：午後7時45分
	5月15日(金)	
	6月19日(金)	
	7月17日(金)	
	8月21日(金)	
	10月16日(金)	
	11月20日(金)	
	12月18日(金)	
令和3年	1月15日(金)	
	2月19日(金)	

9月及び3月 開催日程		
日程	会場・時間	
令和2年	9月18日(金)	新潟市総合福祉会館4階 午後2時30分 から 午後8時30分
令和3年	3月19日(金)	相談受付終了：午後7時45分 ※両日のみ経営相談にも対応

〈予約受付：新潟市こころの健康センター〉

相談予約電話

025-232-5570

予約受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分まで

※相談は、予約制です。予約なしでお越しの際は、予約状況によりお受けできない場合があります。

※相談時間は、お一人当たり1時間程度となります。

※相談予約電話は、予約専用です。電話でのご相談はお受けできませんので、ご了承ください。



※駐車場は満車になることが多いため、公共交通機関及び近隣の民間駐車場をご利用ください。

北陸自動車道の上に、新しい橋(新潟中央環状道路)の架設工事を行います。

～たった1晩で、高速道路上に新しい橋桁が架かる！？～

新潟市土木部は、東日本高速道路株式会社新潟支社に委託して、整備中の新潟中央環状道路の北陸自動車道交差部(西区木場地内)において、高速道路上に新橋の架設工事を行いますので、下記のとおりお知らせします。

記

1.工事の概要

長さ71.5m、重さ約220tという巨大な橋桁を「送り出し工法」という方式により、たった一晩で北陸道の上に架設します。「送り出し工法」による、高速道路上への橋りょう架設は、新潟県内で初めてです。

新橋の架設箇所及び完成イメージは下図のとおりです。また、工事位置や現場の状況は別紙1、「送り出し工法」による橋りょう架設工事の手順については、別紙2をご覧ください。



2.日程

日数	工程	日付	時間	予備日
1日目	送り出し※	令和2年9月15日(火)	夜21時～翌朝6時	9/16、9/17
2日目	降下	令和2年9月29日(火)		9/30、10/1

※送り出しは、21：30頃を開始し、到達は翌朝2：30頃を予定しています。

3.一般向け見学・マスコミ現地取材の申し込みについて

(1)一般向け見学について

本工事は、深夜の施工ということで、一般向けの見学会はいたしません。架設の状況は、後日、YouTubeなどにもアップする予定としていますので、そちらをご覧ください。

(2)マスコミ現地取材の申し込みについて

黒崎パーキングエリア内に報道関係者向けの特設ブースを設ける予定にしています。
取材の申し込み方法等の詳細については、後日 NEXCO 東日本よりご案内いたします。

4.北陸自動車道の通行規制について

本工事に伴い、北陸自動車道 巻湯東インターチェンジ(IC)～新潟中央ジャンクション(JCT)において、夜間通行止め規制が実施されます。

規制内容の詳細は、下記の NEXCO 東日本ホームページをご参照ください。

<https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/niigata/2020/0716/00003942.html>

5.新潟中央環状道路について

新潟中央環状道路は、都心から放射状に広がるアクセス道路を環状に結びとともに、地域拠点間の交流連携を強化することを目的とした、起点の北区島見町から終点の西蒲区角田浜までの全長約 45km の道路です。このうち、本工事で架設する新橋を含む一般国道 8 号から 116 号を結ぶ区間(約 5km)については、令和 4 年度末の供用開始を目標に事業を進めています。

<本件お問い合わせ先>

①計画について

新潟市土木部西部地域土木事務所 道路整備班 1 志田・福田

電話：0256-78-8576(直通)

(電話対応時間：8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く)

②工事について／高速道路の交通規制について

(報道関係者専用)

NEXCO 東日本新潟支社広報課

電話：025-241-5114 (電話対応時間：9:00～17:30 ※土・日・祝日を除く)

(報道関係者以外)

NEXCO 東日本お客さまセンター

電話：0570-024-024、03-5308-2424 (電話対応時間：24時間)



工事位置図



現場の状況
(令和2年8月1日現在)

「送り出し工法」による、高速道路上への橋りょう架設は、
県内で初めてです！！

「送り出し工法※」による、橋りょう架設工事の手順

工程	イメージ	概要	実施(予定)日
第0工程 「工場製作」		橋りょうの部材を鉄工所で製作します。	令和元年9月～令和2年6月 (10カ月)
現在 第1工程 「地組み」		工場で製作した橋りょうの部材や、送 出しに必要な「手延べ桁」・「仮支柱」 などの仮設物を北陸道脇の敷地でク レーンなどを使用して組み立てます。	令和2年6月～令和2年9月 (3カ月)
橋桁の 架設 第2工程 「送り出し」		組み立てた橋りょうを自走台車と油 圧ジャッキにより、水平方向に送出 し、目的地(北陸道上)まで到達させま す。 橋りょうの下には、仮設レールと台車 を設置し、移動しやすい工夫がされて います。	令和2年9月15日(火) 21時～翌朝6時 予備日(9月16日,17日)
第3工程 「降下」		橋りょう下に設置した油圧ジャッキ を調整しながら、道路の計画高さまで 降下させます。	令和2年9月29日(火) 21時～翌朝6時 予備日(9月30日,10月1日)

※第2工程、第3工程(夜間工事)では、安全のため北陸自動車道を「通行止め」にして行います。



事業者の皆さまへ 従業員が感染したら／濃厚接触者になったら

従業員が新型コロナウイルスに感染したら、事業所としてどう対応したらよいのでしょうか。また、濃厚接触者と判断された場合はどうなるのでしょうか。実際には、状況に応じて個々に対応をお願いすることになりますが、一般的な流れを記しましたので参考にしてください。

1 従業員が感染した場合

本市においては、感染者が確認されると、医療機関または保健所から、感染した本人に電話連絡し、当日または翌日に入院することとなります。勤務先へは本人から報告していただくとともに、必要に応じて保健所からも連絡をして、勤務先の状況をお聞きし、感染拡大防止に必要な対応をとっていただくこととなります。

(1) 保健所との連携

従業員の方から感染の報告があったら、下記①②③について、準備を始めていただくと、その後の作業がスムーズに運びます。②③により、保健所は濃厚接触者に該当する方を判断していきます。

なお、施設の閉鎖については、保健所にご相談の上、検討をお願いします(⑤)。

- ① 保健所との連絡窓口担当者を決めてください。
- ② 感染者が在籍する部署の従業員名簿及び健康状態、フロアの見取り図(座席表)、勤務時間・形態がわかるもの(シフト表など)等を準備してください。
- ③ 職場内での感染者との接触状況(業務だけでなく飲食や喫煙などの行動も含め)を、あらかじめ確認しておくことが望ましいです。
- ④ 必要に応じて事業者において職場の消毒をお願いします。
- ⑤ 感染者の執務エリアまたは事業所全体の一時閉鎖などの対応について検討してください。なお、「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(日本渡航医学会・日本産業衛生学会 共同文書)には、「一律に部分的全体的施設の閉鎖を実施すべきではない」とされています。

(2) 医療機関との連携

① 入院治療

感染が確認された従業員は、保健所からの指示により市内または近隣の医療機関に入院し、医療機関の指示に従い治療を行うこととなります。

② 退院の目安

下記の1) または2) の条件を満たすこととされており、主治医から指示があります。

- 1) 発症後から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
- 2) 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ2回のPCR検査で陰性を確認した場合

(3) 情報公開

事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生したことについて、事業所において公表することは義務付けられていませんが、ホームページ等で公表する場合は、個人のプライバシー保護に十分配慮してください。その際、公表時期及び内容について、事前に保健所と情報共有をお願いします。

(4) 職場復帰

主治医からのアドバイスに従い、体調を確認しながら職場へ復帰させてください。

- ① 医療機関から退院の連絡があると、保健所では、ご本人宛に退院後の健康管理に関する文書を郵送し、退院後4週間を健康観察期間として、一般的な衛生対策の徹底、検温など毎日の健康確認、咳や発熱などの症状があった場合の連絡について依頼しています。
- ② 事業者は職場復帰に際して、退院後1週間程度の在宅勤務・自宅待機を行わせてから出社させることが望ましいとされています。在宅勤務・自宅待機が困難な場合は、復帰後1週間は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を行い、体調不良を認める際にはできるだけ出社させないでください。

(5) その他

医療機関及び保健所では、職場復帰に当たり「陰性証明書」「治癒証明書」の発行は行っていません。

2 従業員が濃厚接触者と判断された場合

従業員が濃厚接触者 i) と判断された場合には、次の対応をとっていただくことになります。

(1) 濃厚接触者とされた従業員には PCR 検査を受けていただくとともに、PCR 検査が陰性であったとしても、感染者との最終接触から 14 日間の自宅待機及び健康観察 ii) をお願いしますので、ご理解をお願いします。

(2) 事業者が独自の判断で、濃厚接触者や濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示したり、健康観察期間を延長する場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応が求められます。

< i) 濃厚接触者 >

濃厚接触者は、感染者の感染可能期間に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。保健所の聞き取り調査により、総合的に判断し本人に連絡します。

- ・ 感染者と同居あるいは長時間の接触があった人
- ・ 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった人
- ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた医療従事者、介護従事者
- ・ 感染者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い人

< ii) 濃厚接触者としての自宅待機及び健康観察 >

最終接触から14日間の健康観察期間中においては、毎日の検温、健康状態のチェックとともに自宅待機をお願いします。不要不急の外出はできる限り控え、止むを得ず移動する際は、公共交通機関の利用は避けること、また外出時のマスク着用及び手指衛生などの感染予防策の徹底をお願いします。

< 参考 >

- ・ 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」
第2版 2020.6.3
(一般社団法人日本渡航学会 公益社団法人 日本産業衛生学会)
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
令和2年5月29日版
(国立感染症研究所 感染症疫学センター)